

2024年10月11日

<政党要請>

日本原水爆被害者団体協議会

要 請 書

貴党におかれましては、日頃から核なき世界の実現と被爆者援護施策の充実のためご尽力いただき、感謝申し上げます。

今年、原水爆禁止運動と日本被団協結成につながったビキニ事件から 70 年をむかえました。また、原爆への怒りをこめ、日米両政府に謝罪と償いを求め、戦争受忍論を乗り越えるためにまとめた「原爆被害への基本要請」を策定して 40 年目を迎えます。来年は原爆投下から 80 年を迎えます。被爆者の減少、高齢化が進み平均年齢 85 歳の被爆者に残された時間はごくわずかになりました。

一方、ウクライナやパレスチナで戦争がつづくなか、核兵器使用の威嚇、アメリカの未臨界核実験、ロシアの戦術核使用の演習など核をめぐる緊張が高まっています。

日本被団協は6月19日、20日の第69回定期総会において、あらためて「ふたたび被爆者をつくらない」ことの道筋として、「核兵器の廃絶」と「原爆被害への国家補償」の実現を求めることを確認しました。あわせて日本被団協と各県被爆者団体のあるべき将来像について議論をしました。

貴党が、「ふたたび被爆者をつくらない」という被爆者の、そして人類の願いを実現するために、唯一の戦争被爆国の立場に立ってご尽力くださるよう、下記のとおり要請します。

記

1. 「原爆被害への国家補償」を実現すること

現行の「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」は 1994 年 12 月 9 日に成立し、1995 年 7 月 1 日施行されました。この現行法は、われわれが悲願としてきた「原爆被害への国家補償」に基づく法律には、残念ながらもなりません。

現行法は前文で原爆被害を「原子爆弾の放射能に起因する健康被害」に限定し、第一条で、この法律において「被爆者」とは、被爆者健康手帳の交付を受けたものを言う、と規定しています。しかし、原爆の最大の被害者は被爆死没者です。原爆死没者は無視され、みすてられてきました。また、原爆被害者は被爆者ではありません。家族を失った原爆孤児、遺族、被爆二世も原爆被害者です。

日本被団協は、**国家補償にもとづく原爆被害者援護法の制定**をもとめています。同時に高齢化している被爆者の現状の課題により沿った現行法下での制度改善をもとめています。そして、全国空襲連をはじめとする戦争被害者への補償要求を日本被団協は支持します。

貴党におかれましては、原爆被害者に対する国家補償としてどんな法律が考えられるか考察し、提案していただきたくお願い申し上げます。

2. 核兵器の禁止、廃絶を実現すること

世界で唯一の戦争被爆国として、日本政府が核兵器廃絶の先頭に立ち世界をリードするようご尽力ください。

- ① 日本政府が速やかに「核兵器禁止条約」に署名するよう要請し、国会で議論を深め批准するようご尽力ください。
- ② 第3回締約国会議（2025年3月）に、日本政府がオブザーバー参加し、世界の核被害者への支援や環境修復への議論に参加するよう働きかけてください。
- ③ 被爆者は「安全保障」のためであれ、戦争「抑止」の名目であれ、核兵器を認めることはできません。「核の傘」を認めることは、核兵器を必要悪として容認するものです。核抑止や核の傘は被爆者にとって原爆きのご雲以外の何物でもありません。アメリカの核抑止力（核の傘）から離脱し、非核三原則を法制化するようご尽力ください。

3. 被爆者の願いと被団協運動を知ること

岩波ブックレット『被爆者からあなたに—いま伝えたいこと』、『原爆被害への基本 要求』、『全国被爆二世実態調査報告書』など通じて原爆が人間に何をもたらしたのか、被爆者の課題はなにかなどを知る機会を設けてください。

4. 政党と日本被団協が法律の制定について協議する場を設けること

現行の「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」を変え、被爆者の願いに応える法律の制定に向け日本被団協と協議する場を継続的に設けてください。

以上